

報告第 1 2 号

寄附の受入れについて

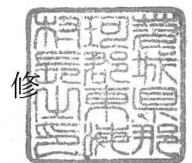
下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 東京都府中市
梶原 博
- 2 寄 附 品 名 鉈 1 本
- 3 寄 附 目 的 博物館資料として保存活用するため
- 4 寄 附 年 月 日 令和 7 年 6 月 1 9 日

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

東海村長 山 田



修

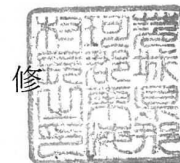
報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，議会において指定されている事項について，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 6 月 30 日

東海村長 山 田 修

記

1 事故の相手方

2 事故の概要

令和 7 年 1 月 13 日午前 7 時 45 分頃、村道 1136 号線を相手方が自動車で走行中、道路と橋梁の段差に接触し、当該自動車の前方バンパーを損傷したものである。

3 和解及び損害賠償の額の条件

- (1) 村は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金 164,287 円を支払う。
- (2) 本件和解のほか、相手方と村の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，議会において指定されている事項について，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田 修



専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 7 月 30 日

東海村長 山 田 修

記

1 事故の相手方

2 事故の概要

令和 6 年 11 月 17 日午後 0 時頃、村道 3001 号線を相手方が自動車で行中、路面陥没箇所に右前輪が入り、当該自動車の右前輪タイヤがパンクしたものである。

3 和解及び損害賠償の額の条件

- (1) 村は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金 4,992 円を支払う。
- (2) 本件和解のほか、相手方と村の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 15 号

令和 6 年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)
第 3 条第 1 項の規定により, 令和 6 年度の健全化判断比率について, 監
査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



修

健全化判断比率報告書

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.06)	— (18.06)	2.1 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 「—」の表示は、比率が算定されないことを示す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を示す。

報告第16号

令和6年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和6年度の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



資金不足比率報告書

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
東海村水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
東海村病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
東海村下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水戸・勝田都市計画事業 東海駅西土地 地区画整理事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定
水戸・勝田都市計画事業 東海駅東土地 地区画整理事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定
水戸・勝田都市計画事業 東海中央土地 地区画整理事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考

「—」の表示は、比率が算定されないことを示す。

報告第 17 号

令和 6 年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の
報告について

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団より令和 6 年度の決算等
の報告があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243
条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



令和6年度

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

事業報告書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団 令和6年度事業報告書

当財団は、東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等を行うことにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与するために、文化・スポーツ振興に資する各種事業を実施いたしました。

公益目的事業 1 東海文化センターにおける文化芸術振興事業

1. 施設の管理運営

東海村から指定管理を受ける東海文化センターの予約管理及び施設の維持・保守点検を行いました。施設の老朽化が課題となる中、継続的かつ計画的な修繕更新等に取り組むために、昨年度に引き続き、所管課と連携した修繕計画策定と情報共有を図りました。

また、社会的包摂の観点から、事務所に「耳マーク」を掲出し、筆談対応の体制を整備しました。今後も引き続き、共生社会推進に向けた取り組みを検討して参ります。

(1) 利用実績

	令和6年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
ホール	248	28,046	82.4	251	31,965	86.3
大会議室	192	9,365	79.5	197	8,115	78.1
会議室 1	24	335		29	431	
会議室 2	13	228		13	244	
和室	92	504	31.9	86	491	28.1
使用料※	2,812,530 円			3,104,190 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

(2) 維持管理運営及び環境整備

「文教地区駐車場再整備工事(第1期)」により、6月中旬から年度末にかけて駐車可能台数が大幅に減少したため、周辺施設との情報共有により行事重複の回避を図るとともに、利用者への告知を徹底し、駐車場不足による混乱の予防に努めました。また、前年度より懸案事項となっていた会議室空調の冷却能力低下については、代替施設の提供により利用への影響を最小限に留め、同時に所管課との修繕協議を進め、空調機器の更新を行いました。

2. 文化自主事業

(1) 鑑賞事業(4事業)

「アニソンファンタジックコンサート」では、出演者の変更に伴うチケット購入者への周知及び返金対応を行いました。当日は全国から多くの方の来場を頂くことができました。また、共催事業「げんでん ふれあい文化講演会『さかなクン講演会』」は、申込多数により抽選となり、世代を超えた地域の方が東海文化センターに足を運ぶきっかけづくりとなりました。

「アニソフファンタジックコンサート」「歌まねジョイントコンサート」では10名を超える託児サービスの利用があり、子育て世代を対象とした事業となったことが伺われました。

(2) 文化活動の支援及び普及・育成事業（7事業）

毎年継続している「グランドピアノ開放事業」、「東海村のアーティストをご紹介するコンサート」、「ピアノマラソンコンサート」、「バギーのままコンサート」「バギーのままスペシャル（エンターテイメントショー）」「Tokai Jazz Night」「お楽しみ体験授業」を開催しました。「お楽しみ体験授業」において今年度からプログラムに組み込んだブレイクダンスは、全6校中3校で実施となり、関心の高さが伺えました。

(3) 村内の文化団体との連携・協働

事務局を司る東海村文化協会では、芸術祭や夏休み子ども作品教室、会員研修など、全ての事業を予定どおり開催することができました。また、新たな取り組みとして、中央公民館や小学校で会員作品を定期的に展示し、活動の活性化を図りました。

東海村少年少女合唱団については、県少年少女合唱連盟の事務局として日立市民会館で開催する合唱祭の運営を行ったほか、コロナ禍以降中止していた夏季合宿を再開することができました。

<令和6年度文化自主事業一覧>

	事業名	公演日	会場	来場者
鑑賞事業	アニソフファンタジックコンサート	2/9(日)	東海文化センター	670名
	松浦航大×よよちゃん 歌まねジョイントコンサート	3/1(土)	東海文化センター	580名
	げんでん ふれあい文化講演会 「さかなクン講演会～海の豊かさを守ろう～」	2/16(日)	東海文化センター	786名
	東海 ワンコイン 劇場	「映画 ドラえもん」	東海文化センター	472名
		「劇場版 SPY×FAMILY」		194名
		「こんにちは、母さん」	東海文化センター	369名
		「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。」		156名
普及・育成事業	バギーのままコンサート Vol.13 照沼夢輝(クラリネット)×小菅綾(ピアノ)	12/21(土)	総合福祉センター	121名
	Tokai Jazz Night 2025 in iVil T.S.O.P Band	1/19(日)	産業・情報プラザ	151名
	第8回東海村ピアノマラソンコンサート	10/6(日)	東海文化センター	出演 53組 来場 422名
	東海村のアーティストをご紹介するコンサート Vol.10 東海林一代 箏とピアノのコンサート	9/28(土)	東海文化センター	223名
	バギーのままエンターテイメントショー in iVil 中国芸能雑技団	9/1(日)	産業・情報プラザ	153名
	グランドピアノ開放	通年 (全36日間)	東海文化センター	延 337名
	お楽しみ体験授業	10/15(火)	中丸小学校	98名
		11/6(水)	照沼小学校	26名
		11/12(火)	村松小学校	39名
		11/26(火)	石神小学校	27名
		11/30(土)	白方小学校	84名
		1/24(金)	舟石川小学校	83名

1. 施設の管理運営

東海村から指定管理を受ける東海駅コミュニティ施設の予約管理及び維持・保守点検を行いました。ギャラリーの貸出について、一般利用受付後に空いている会期を県内の学生（個人・団体）へ無償で開放し、発表機会の提供と施設の利用促進を図りました。

開館から30年超となり、施設の老朽化が進む中、継続的かつ計画的な修繕更新等に取り組むため、昨年度に引き続き、所管課と連携した修繕計画策定と情報共有を図りました。

また、社会的包摂の観点から、管理施設の事務所に「耳マーク」を掲出し、筆談対応の体制を整備しました。今後も引き続き、共生社会推進に向けた取り組みを検討して参ります。

(1) 利用実績

	令和6年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
ギャラリーA	310	14,078	96.3	293	13,599	88.5
ギャラリーB	152	4,797	46.8	134	5,181	38.2
使用料※	1,021,000 円			1,020,000 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

(2) 維持管理運営及び環境整備

8月末から年度末にかけて照明改修工事を行い、ギャラリーを含めた全施設のLED化が完了しました。また、次年度に計画している内外壁改修工事にむけて、東海村、JR及び関係各所との打ち合わせを進めました。夏季には空調機屋外配管の経年劣化により待合室の冷房が使用不可となりましたが、東海村と連携し、緊急工事により設備更新を行いました。

今後とも、東海駅に併設された施設特性を考慮し、ギャラリー及び駅利用者が快適に利用できる施設整備に努めて参ります。

2. ギャラリー自主事業

(1) 鑑賞事業（2事業）

企画展「木と漆でつくる—4人の手わざ—」は茨城県内美術館でも開催のない木工芸に焦点を当てた展覧会となり、新規の来場者を獲得することができました。また、地域の民話やむかし話を題材にした「今、伝えたい—東海村と茨城のむかし話」では、デジタルサイネージやSNSを活用して若年層への宣伝強化を図りました。

(2) 芸術活動の支援及び普及・育成事業（9事業）

毎年継続開催している企画展「芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展」「とうかいきつずミュージアム」「東海村の作家展」を実施しました。また、「ギャラリー開放事業」では、昨年度よりも多い3団体の利用がありました。9年目を迎えた「黒板ジャック」では、中学3年生を対象とした黒板アートの鑑賞・対話のみでなく、前日の制作段階から総合文化部員に参加をして頂くことで、美術を愛好する中学生が大学生と交流を深める新たな展開となりました。

< 令和6年度ギャラリー自主事業一覧 >

	事業名	開催日	会場	来場者 (参加者)
鑑賞事業	木と漆でつくる-4人の手わざ- 大西末穂×櫻井裕子×鈴木敬康×辻徹	9/15(日)～21(土)	ギャラリーA	313 名
	今、伝えたい-東海村と茨城のむかし話 紙芝居原画×布絵	11/17(日)～30(土)	ギャラリーAB	957 名
普及・育成事業	芸大・茨大・筑波大卒業修了制作 選抜展 2024	4/21(日)～5/4(土)	ギャラリーA	573 名
	とうかいきつずミュージアム 2024	7/28(日)～8/17(土)	ギャラリーAB	4,623 名
	東海村の作家展 2025	1/19(日)～31(金)	ギャラリーA	700 名
	ワークショップ「東海村アート 2024」	制作 7/13(土) 公開 7/14(日)～20(土)	ギャラリーB	109 名 (参加 54 名)
	金属ワークショップ 2024 ①ワイヤーワーク ②真鍮 de スプーン ③銅板 de 造形	①②7/7(日) ③7/21(日)	ギャラリーB	① 6 組 ②15 組 ③ 6 組
	黒板ジャック 2025	①2/24(月)・25(火) ②3/2(日)・3(月)	①東海中学校 ②東海南中学校	-
	芸大・茨大・筑波大卒業修了制作 選抜展 2025 作品選定	1～3 月		-
	ギャラリー開放事業 ①筑波大学芸術専門学群 ②日立高等技芸専門学校 ③水戸一高美術部	①1/26(日)～2/8(土) ②2/2(日)～8(土) ③3/2(日)～8(土)	①ギャラリーB ②③ギャラリーA	-
	野外彫刻維持管理事業	通年	村内各地	-

公益目的事業3 **スポーツ施設におけるスポーツ振興事業**

1. 施設の管理運営

東海村から指定管理を受けるスポーツ施設（総合体育館、テニスコート、久慈川河川敷運動場、東海南中夜間照明グラウンド、スイミングプラザ）の予約管理及び施設の維持・保守点検を行いました。継続的かつ計画的な修繕更新等に取り組むため、昨年度に引き続き、所管課と連携した修繕計画策定と情報共有を図りました。

また、社会的包摂の観点から、管理施設の事務所に「耳マーク」を掲出し、筆談対応の体制を整備しました。今後も引き続き、共生社会推進に向けた取り組みを検討して参ります。

(1) 利用実績

総合体育館

	令和6年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
メインコート	297	33,070	100	268	36,201	87
サブコート	296	13,057	100	287	15,706	93
柔剣道場	297	13,058	100	302	22,961	98
弓道場	297	7,415	100	303	8,552	98
トレーニング室	280	9,341	100	299	8,663	97
使用料※	3,624,190 円			3,104,310 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

その他スポーツ施設

	令和6年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
外宿グラウンド	84	6,161	27	91	7,713	30
内宿グラウンド*	123	34,978	40	134	35,934	44
多目的グラウンド*	0	0	0	2	12	1
テニスコート	302	90,491	99	303	85,169	98
スイミングプラザ	75	42,784	99	75	45,664	99
東海南中グラウンド	103	4,708	34	110	5,567	36
使用料※	8,553,100 円			8,853,900 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

(2) 維持管理運営及び環境整備

公共建築物長寿命化保全計画の一環による総合体育館受変電設備改修工事が行われ、全施設のLED化が完了しました。停電作業のため、2月17日から10日間にわたり全館休館となりましたが、期間中は文化センターに仮設事務所を設け、通常業務及び学校開放のための鍵貸出を行いました。

また、次年度以降に計画している総合体育館空調・換気設備設置工事にむけて、東海村及び関係各所との打ち合わせを進めました。

2. スポーツ自主事業

(1) 各種スポーツ教室（9事業）

生涯スポーツの普及やきっかけづくりを目的に、スポーツ協会加盟連盟や地域スポーツ団体との連携により開催する『チャレンジスクール』は、指導者の高齢化等により講師派遣が困難な連盟が出ているほか、部活動の地域移行により地域のスポーツクラブを活用する小中学生が増加し、若年層の参加が減少する傾向が見られます。種目や内容を含め、今後のチャレンジスクールの在り方については検討、改善を図って参ります。また、トレーニングルームの利用率が高い特性を考慮して『トレーニング基礎講座』を隔月で開催し、正しく効果的な機器使用の知識習得を図りました。

(2) スポーツ活動の支援及び育成事業（4事業）

東海村スポーツ推進委員の協力及び東海村との協働による『ニュースポーツ普及事業』を
通年で展開し、昨年度を大きく上回る1,000名超の参加がありました。また、前年度に
引き続き、プロ選手とのふれあいを通して競技の振興を図る『げんでん ふれあいバスケット
ボール教室』を共催事業として、『スポーツフェスタTOKAI』を東海村からの委託事
業として開催しました。

(3) 村内のスポーツ団体との連携・協働

村スポーツ協会およびスポーツ少年団、東海村マラソン大会実行委員会の事務局として、年
間を通して各活動の中核的な役割を果たしました。『東海村スマイルマラソン』は、昨年度
に引き続き、笠松運動公園を会場として開催しました。NPO 法人 総合型地域スポーツクラ
ブ スマイル東海に対しては、運営の安定化に向けて事務運営面での支援を行いました。

<令和6年度スポーツ事業一覧>

事業名		開催日	会場	参加者
チャ レン ジ ス ク ー ル	弓道の部	5/18(土)～6/23(日) 全10回	総合体育館	24名
	バドミントンの部	10/9(水)～25(金) 全6回	総合体育館	24名
	ゴルフの部	8/18(日)～10/27(日) 全8回	東海ゴルフ	5名
	ジュニアホッケーの部	1/19(日)～2/9(日) 全4回	東海高校	12名
	合気道の部	9/7(土)～10/19(土) 全6回	総合体育館	11名
	剣道の部	9/8(日)～10/27(日) 全6回	総合体育館	5名
	スポーツウエルネス 吹矢の部	9/7(土)～10/12(土) 全5回	総合体育館	17名
	ソフトボールの部	8/31(土)～9/21(土) 全4回	東海南中グラウンド	21名
トレーニング基礎講座		通年(隔月実施) 全6回	総合体育館	延45名
スポーツライミング普及事業		9/23(月祝)	総合体育館	延136名
ニュースポーツ普及事業		通年(全17回)	総合体育館	延1,192名
共 催	スポーツフェスタ TOKAI	9/23(月祝)	総合体育館 ほか	1,234名
	げんでん ふれあい バスケットボール教室	11/9(土)	総合体育館	71名

収益事業 1

公益目的外の事業

(1) 文化芸術振興事業以外の施設の貸与

企業の社内会議・研修や文化芸術振興を目的としないホール催事(「はたちの集い」「出初式」
等)に対する施設の貸し出しを行いました。

(2) 駐輪場防犯対策事業

東海駅東西駐輪場について、近年に引き続き東海駅コミュニティ施設管理室を拠点とする
防犯カメラの映像監視・録画を行い、犯罪の抑止を図りました。

法人運営

公益法人としての運営

東海村から指定管理を受けた施設の運営にあたり、東海村及び関係機関と連携を図り、組織体制の整備及び業務の円滑な進行に努めました。

1. 役員会の開催

項目	開催期日	議案
決算監査	4月17日	令和5年度事業報告及び収支決算報告等
第1回理事会	4月26日	第1号議案 令和5年度事業報告、収支決算報告について 第2号議案 規程の制定について 第3号議案 令和6年度定時評議員会の開催について
定時評議員会	5月17日	第1号議案 令和5年度事業報告、収支決算報告について 第2号議案 理事、監事、評議員の選任について
第2回理事会	5月17日	第4号議案 理事長等の選出について
中間監査	11月19日	令和6年度事業・収支の中間報告等
第3回理事会	2月4日	第5号議案 令和7年度事業計画(案)、収支予算(案)について 第6号議案 令和7年度指定管理者年度協定書締結のための各指定管理施設の事業計画書(案)及び補助金申請並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第21条第1項に基づく事業計画書(案)及び収支予算(案)の提出について 第7号議案 令和7年度予算の債務負担行為の設定について 第8号議案 諸規程の一部改正について 第9号議案 令和6年度臨時評議員会の開催について
臨時評議員会	2月28日	第3号議案 理事の選任について
第4回理事会	3月6日	第10号議案 常務理事の選任について

2. 職員数

令和7年3月31日現在

所属	正規	専門員	嘱託・臨時	施設	備考
事務局長	1	-	-	文化センター	
次長	1	-	-		
総務係	2	-	-		
文化振興係	3	1	1		
芸術振興係	1	-	14	駅コミュニティ施設	
スポーツ振興係	4	1	5	総合体育館	
	-	-	7	テニスコート	
合計	12	2	27		

以上

令和 6 年度

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

収支決算報告書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

財産目録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			66,208,449
	現金	普通預金 常陽銀行東海支店	法定控除預り金として	1,441,799
	小口現金	手許保管	管理施設レジ釣銭として	150,000
	普通常陽東海	普通預金 常陽銀行東海支店	運転資金として	64,616,650
	未収金	東海村に対する未収金	委託事業受託費の未収分	1,284,879
流動資産合計				67,493,328
(固定資産)	基本財産			
	基本財産積立預金	定期預金 常陽銀行東海支店 他9行	満期保有目的で保有し、運用益を公益事業の財源として	100,000,000
	特定資産			
	退職給付引当資産	定期預金 JA常陸東海支店	従業員に対する退職金の支払いに備えて	8,034,934
	その他固定資産			
	車両運搬具	東海村総合体育館(軽トラック)	公益目的保有財産であり、スポーツ事業に使用	1
	什器備品	東海文化センター(楽器)	公益目的保有財産であり、文化センター事業に使用	19
		久慈川河川敷運動場(倉庫)	公益目的保有財産であり、スポーツ振興事業に使用	
	器具備品	東海村総合体育館(スポーツ器具)	公益目的保有財産であり、スポーツ振興事業に使用	276,160
		東海文化センター(室内装飾品)	公益目的保有財産であり、文化振興事業に使用	
		東海文化センター(冷暖房機器)	公益目的保有財産であり、文化センター事業に使用	
		東海文化センター(光学機器)	公益目的保有財産であり、財団事業に使用	
固定資産合計				108,311,114
資産合計				175,804,442
(流動負債)	未払金	普通預金 常陽銀行東海支店	当該年度執行に対する未払分	47,864,088
	預り金	普通預金 常陽銀行東海支店	納期到来時に備えた法定控除預り分	1,441,799
流動負債合計				49,305,887
(固定負債)				
	退職給付引当金	定期預金 JA常陸東海支店	従業員に対する退職金の支払いに備えて	8,034,934
固定負債合計				8,034,934
負債合計				57,340,821
正味財産				118,463,621

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	66,208,449	41,569,487	24,638,962
職員預り金	1,441,799	1,258,811	182,988
小口現金	150,000	140,000	10,000
普通常陽東海	64,616,650	40,170,676	24,445,974
未収金	1,284,879	1,347,525	-62,646
流動資産合計	67,493,328	42,917,012	24,576,316
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	8,034,934	7,974,934	60,000
特定資産合計	8,034,934	7,974,934	60,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	19	19	0
器具備品	276,160	658,912	-382,752
スポーツ器具	1	1	0
室内装飾品	143,094	233,469	-90,375
冷暖房器具	1	27,498	-27,497
光学機器及び写真製作機器	133,064	397,944	-264,880
その他固定資産合計	276,180	658,932	-382,752
固定資産合計	108,311,114	108,633,866	-322,752
資産の部合計	175,804,442	151,550,878	24,253,564
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	47,864,088	24,375,570	23,488,518
職員預り金	1,441,799	1,258,811	182,988
流動負債合計	49,305,887	25,634,381	23,671,506
2 固定負債			
退職給付引当金	8,034,934	7,974,934	60,000
固定負債合計	8,034,934	7,974,934	60,000
負債の部合計	57,340,821	33,609,315	23,731,506
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	18,463,621 (8,034,934)	17,941,563 (7,974,934)	522,058 (60,000)
正味財産の部合計	118,463,621	117,941,563	522,058
負債及び正味財産合計	175,804,442	151,550,878	24,253,564

収 支 計 算 書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	6,000	6,204	204
7111 基本財産利息収入	6,000	6,204	204
(5) 事業収入	4,154,000	6,001,900	1,847,900
7151 自主事業収入	4,154,000	6,001,900	1,847,900
(6) 補助金等収入	294,809,000	294,807,878	-1,122
7164 管理委託費収入	223,036,000	223,034,878	-1,122
7114 補助金収入	71,773,000	71,773,000	
(8) 寄付金収入		2,064,355	2,064,355
7183 助成金収入		2,064,355	2,064,355
(9) 雑収入	300,000	20,472,386	20,172,386
7191 受取利息収入		1,068	1,068
7193 雑収入	300,000	20,471,318	20,171,318
(10) 他会計からの繰入金収入		829,714	829,714
7194 他会計からの繰入金収入		829,714	829,714
事業活動収入計	299,269,000	324,182,437	24,913,437
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	261,792,000	246,941,261	14,850,739
8111 給料手当支出	69,744,000	69,741,266	2,734
8112 臨時雇賃金支出	29,087,000	29,020,040	66,960
8114 福利厚生費支出	13,341,000	13,208,075	132,925
8115 旅費交通費支出	364,000	167,460	196,540
8116 通信運搬費支出	1,451,000	1,256,476	194,524
8118 消耗品費支出	5,708,000	4,484,677	1,223,323
8119 修繕費支出	6,455,000	5,495,264	959,736
8120 印刷製本費支出	2,268,000	1,871,144	396,856
8121 燃料費支出	7,109,000	5,684,491	1,424,509
8122 光熱水料費支出	8,367,000	6,430,366	1,936,634
8123 賃借料支出	9,680,000	9,437,036	242,964
8124 保険料支出	528,000	503,442	24,558
8125 手数料支出	1,109,000	858,244	250,756
8126 租税公課支出	207,000	183,200	23,800
8127 負担金支出	381,000	239,939	141,061
8135 諸謝金支出	2,150,000	1,756,000	394,000
8129 活動振興費支出	1,163,000	1,147,108	15,892
8130 委託費支出	99,861,000	93,414,601	6,446,399
8131 雑支出	242,000	149,095	92,905
8164 備品費	1,107,000	812,604	294,396
8132 広告料支出	1,470,000	1,080,733	389,267
(2) 管理費支出	42,440,000	39,743,117	2,696,883
8141 役員報酬支出	3,085,000	3,085,000	
8142 給料手当支出	15,803,000	15,802,828	172
8144 福利厚生費支出	4,873,000	4,872,074	926
8145 渉外費支出	50,000	14,000	36,000
8146 旅費交通費支出	47,000	46,144	856
8147 通信運搬費支出	451,000	450,091	909
8149 消耗品費支出	55,000	54,151	849
8154 賃借料支出	1,518,000	1,517,908	92
8155 保険料支出	9,000	8,344	656
8156 諸謝金支出	600,000	600,000	
8157 租税公課支出	11,836,000	9,182,300	2,653,700
8158 負担金支出	120,000	119,615	385
8159 手数料支出	379,000	378,542	458

収 支 計 算 書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
8139 委託費支出	3,553,000	3,552,120	880
8160 支払利息支出	1,000		1,000
8137 退職給与引当金費用	60,000	60,000	
(3) 災害対策費支出	3,000		3,000
8163 雑支出	3,000		3,000
(4) 返還金支出		35,763,535	-35,763,535
8162 返還金支出		35,763,535	-35,763,535
(5) 他会計への繰入金支出		829,714	-829,714
8171 他会計への繰入金支出		829,714	-829,714
事業活動支出計	304,235,000	323,277,627	-19,042,627
事業活動収支差額	-4,966,000	904,810	5,870,810
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
投資活動支出計			
投資活動収支差額			
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
財務活動支出計			
財務活動収支差額			
Ⅳ 予備費支出			
当期収支差額	-4,966,000	904,810	5,870,810
前期繰越収支差額	112,310,631	18,607,031	-93,703,600
次期繰越収支差額	107,344,631	19,511,841	-87,832,790

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,204	5,401	803
基本財産受取利息	6,204	5,401	803
事業収益	6,001,900	4,424,900	1,577,000
自主事業収入	6,001,900	4,424,900	1,577,000
受取補助金等	294,807,878	286,111,681	8,696,197
管理委託費収入	223,034,878	216,879,681	6,155,197
補助金収入	71,773,000	69,232,000	2,541,000
雑収益	22,536,741	2,726,872	19,809,869
受取利息	1,068	171	897
雑収益	20,471,318	526,701	19,944,617
助成金収入	2,064,355	2,200,000	-135,645
経常収益計	323,352,723	293,268,854	30,083,869
(2) 経常費用			
事業費	247,324,013	241,738,950	5,585,063
給料手当	69,741,266	61,888,609	7,852,657
臨時雇賃金	29,020,040	26,685,830	2,334,210
福利厚生費	13,208,075	12,438,968	769,107
旅費交通費	167,460	267,180	-99,720
通信運搬費	1,256,476	1,226,861	29,615
消耗什器備品費	0	41,500	-41,500
消耗品費	4,484,677	3,892,080	592,597
印刷製本費	1,871,144	1,735,950	135,194
修繕費	5,495,264	10,061,325	-4,566,061
燃料費	5,684,491	5,844,622	-160,131
光熱水料費	6,430,366	6,766,472	-336,106
賃借料	9,437,036	8,545,547	891,489
保険料	503,442	496,674	6,768
負担金支出	239,939	241,077	-1,138
諸謝金	1,756,000	1,789,000	-33,000
委託費	93,414,601	95,901,315	-2,486,714
租税公課	183,200	263,550	-80,350
手数料	858,244	824,683	33,561
広告料	1,080,733	1,169,540	-88,807
活動振興費	1,147,108	1,107,904	39,204
雑費	149,095	164,617	-15,522
備品費	812,604	0	812,604
減価償却費	382,752	385,646	-2,894
管理費	39,743,117	34,132,999	5,610,118
給料手当	15,802,828	11,808,507	3,994,321
福利厚生費	4,872,074	4,357,652	514,422
旅費交通費	46,144	94,332	-48,188
渉外費	14,000	15,400	-1,400
通信運搬費	450,091	446,173	3,918
消耗品費	54,151	256,879	-202,728
賃借料	1,517,908	1,517,808	100
保険料	8,344	8,678	-334
負担金支出	119,615	97,395	22,220
諸謝金	600,000	550,000	50,000
委託費	3,552,120	3,287,020	265,100
租税公課	9,182,300	8,174,400	1,007,900
手数料	378,542	366,755	11,787
役員報酬	3,085,000	3,092,000	-7,000
退職給与引当金費用	60,000	60,000	0
返還金	35,763,535	17,202,116	18,561,419
返還金	35,763,535	17,202,116	18,561,419

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経常費用計	322,830,665	293,074,065	29,756,600
評価損益等調整前当期経常増減額	522,058	194,789	327,269
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	522,058	194,789	327,269
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計からの繰入額	829,714	749,925	79,789
他会計への繰出額	829,714	749,925	79,789
税引前当期一般正味財産増減額	522,058	194,789	327,269
当期一般正味財産増減額	522,058	194,789	327,269
一般正味財産期首残高	17,941,563	17,746,774	194,789
一般正味財産期末残高	18,463,621	17,941,563	522,058
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	118,463,621	117,941,563	522,058

令和 7 年度

事業計画書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団
令和7年度事業計画書

当財団は、東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等を行うことにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与することを目的としています。

目的を達成するために、東海村の指定管理者として東海文化センター、東海駅コミュニティ施設、スポーツ施設の管理を行うと共に、東海村の文化・スポーツの振興及び助成事業を展開しております。

公益目的事業 1	東海文化センターにおける文化芸術振興事業
-----------------	-----------------------------

東海文化センターを村の文化発信拠点として位置づけ、「施設の管理運営」「文化自主事業（鑑賞・育成事業）」を行っております。事業の実施にあたっては、住民の活動機会の提供に努め、施設の保守管理や予約管理を行うとともに、住民ニーズを反映した事業の企画運営に取り組みます。

(1) 施設の管理運営

東海村の指定管理者として東海文化センターを管理運営し、住民の活動機会の提供に万全を期し、保守点検や修繕・更新、予約管理及び利用者への催事運営のアドバイス、協力等を行っています。また、施設の老朽化が進むことから、施設全体の計画的かつ効果的な修繕を行うべく、今後も村との協議を進めます。

(2) 文化自主事業

住民の文化振興を目的とした鑑賞型公演を実施します。公演内容については、一般公募による住民参加の企画委員会にて、住民ニーズを反映した企画立案・選定を行っております。また、学校への出前講座を通して芸術文化に触れる機会を提供するほか、住民が主体となって運営している団体への運営アドバイスや行政との連絡調整を行い、活動を支援してまいります。

- (ア) 鑑賞事業
- (イ) 文化活動の支援および普及・育成事業等
- (ウ) 村内の文化団体との連携・協働

＜令和7年度文化自主事業予定一覧＞

事業名	開催予定日	会場
鑑賞型公演(コンサート)	9月	東海文化センター
東海ワンコイン劇場	8月	東海文化センター
文化講演会	令和8年2月	東海文化センター
鑑賞型事業(歌謡)	令和8年1月	東海文化センター
グランドピアノ開放事業	通年	東海文化センター
お楽しみ体験授業	通年	村内全小学校
東海村のアーティストをご紹介しますコンサート Vol.11	10月	東海文化センター
第9回東海村ピアノマラソンコンサート	10月	東海文化センター
バギーのままコンサート Vol.14	7月	総合福祉センター
バギーのままコンサートスペシャル	9月	産業・情報プラザ

公益目的事業2 駅コミュニティ施設における文化芸術振興事業

電車利用や待ち合わせ場所として多くの人々が行き交う東海駅において、人々の交差から派生するコミュニケーションの場としての役割を担う東海駅コミュニティ施設を東海村の文化発信拠点として位置づけ、「施設の管理運営」「ギャラリー自主事業（企画展・講座・育成事業）」を行っております。施設に併設されたギャラリーでの作品展示の他、駅舎を活用した芸術文化活動の展開を図ります。

（１）施設の管理運営

東海村の指定管理者として東海駅コミュニティ施設を管理運営し、東海村の玄関口として気持ち良く利用できるよう環境美化に努めてまいります。併設されたギャラリーについても、展示者・鑑賞者双方にとっての快適さを実現する適切な維持管理と施設運営に努めるとともに、利用率の低迷しているギャラリーBやギャラリーAの空き区分について施設開放事業等を活用してまいります。

（２）ギャラリー自主事業

優れた美術作品の鑑賞機会を提供するほか、体験講座やワークショップを通じて、住民が芸術活動に親しむきっかけづくりを行います。企画展示に際してはギャラリー運営委員会を組織し、住民の意見を取り入れた計画を作成しております。また、村内に設置された野外彫刻について住民による維持管理を行い、彫刻を通したまちづくりを図ります。

- （ア）企画展の開催
- （イ）ワークショップや講座の開催
- （ウ）芸術活動の支援および育成事業等

＜令和7年度 ギャラリー自主事業予定一覧＞

事業名	開催予定日	会場
芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展 2025	4～5月	東海ステーションギャラリー
稲村退三の油彩画展	6月	東海ステーションギャラリー
とうかいきつずミュージアム 2025	7～8月	東海ステーションギャラリー
根岸創展(彫刻)	10月	東海ステーションギャラリー
東海村の作家展 2026	令和8年1月	東海ステーションギャラリー
ワークショップ「東海村アート 2025」	7月	東海ステーションギャラリー
金属ワークショップ 2025	7月	東海ステーションギャラリー
黒板ジャック 2026	令和8年1～3月	東海中学校、東海南中学校
「芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展」作品選定	令和8年1～3月	各大学
ギャラリー開放事業	通年	東海ステーションギャラリー
野外彫刻維持管理事業	通年	村内各所

公益目的事業3 **スポーツ施設におけるスポーツ振興事業**

東海村スポーツ施設を村のスポーツ発信拠点として位置づけ、「施設の管理運営」「スポーツ自主事業（スポーツ教室・育成事業）」を行っております。利用者と行政のつなぎ手となって利用者の声を反映した施設の保守管理や予約管理を行うとともに、スポーツの楽しさを再発見するためのニュースポーツの発信、子どもから高齢者までが身体を動かす機会の提供、各種競技団体や総合型地域スポーツクラブとの連携協力による更なるスポーツ人口の増加や技術力の向上を図ります。

（１）施設の管理運営

東海村の指定管理者として村内スポーツ施設（総合体育館、テニスコート、スイミングプラザ、久慈川河川敷運動場、東海南中夜間照明グラウンド）を管理運営しております。また、行政やスポーツ協会等関連機関と連携し、身近な施設を活用して子どもから高齢者まで幅広いライフスタイルに合ったスポーツ事業の振興を図ることで、生涯スポーツ社会の実現を目指します。さらに、「いきいき茨城ゆめ国体」を契機としたホッケー競技の更なる普及振興を図ってまいります。

（２）スポーツ自主事業

スポーツ人口の増加と各種競技の普及を目的とした各種競技の教室を行います。

- （ア）各種スポーツ教室（チャレンジスクール）の開催
- （イ）スポーツ活動の支援及び育成事業等
- （ウ）村内のスポーツ団体との連携・協働

＜令和7年度 スポーツ事業予定一覧＞

事業名	開催予定日	会場
チャレンジスクール「弓道の部」	5～6月	総合体育館
チャレンジスクール「ジュニアホッケーの部」	11～12月	東海高校ホッケー場 ほか
チャレンジスクール「合気道の部」	10～11月	総合体育館
チャレンジスクール「スポーツウエルネス吹矢の部」	9～10月	総合体育館
チャレンジスクール「ソフトボールの部」	8～9月	東海南中グラウンド ほか
ホッケーフェスティバル	令和8年2月	総合体育館
トレーニング基礎講座	通年	総合体育館
東海村ニュースポーツ普及事業	通年	総合体育館
第5回スポーツフェスタ TOKAI2025	9月	総合体育館ほか
まるごとウォークラリー	11月	村内

収益事業 1

公益目的外の事業

(1) 文化芸術振興事業以外の施設の貸与

- ・企業の社内研修等を目的とした東海文化センターの貸出

(2) 駐輪場防犯対策事業

- ・東海駅コミュニティ施設を拠点とした東海駅東西駐輪場の警備業務

法人運営

公益法人としての運営

東海村及び関係機関との連携を図り、組織の整備や円滑な業務遂行の管理にあたります。

- (ア) 役員会の開催及び法人登録に関する事
- (イ) 事業計画及び予算編成
- (ウ) 事業報告及び決算
- (エ) 規程の改廃
- (オ) 人事及び福利厚生
- (カ) 情報管理に関する事

令和 7 年度

収支予算書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
(1)基本財産運用収入	26,000	6,000	20,000
基本財産利息収入	26,000	6,000	20,000
(5)事業収入	5,541,000	4,154,000	1,387,000
自主事業収入	5,541,000	4,154,000	1,387,000
(6)補助金等収入	314,074,000	294,809,000	19,265,000
管理委託費収入	240,010,000	223,036,000	16,974,000
補助金収入	74,064,000	71,773,000	2,291,000
(8)寄付金収入	2,000,000	0	2,000,000
助成金収入	2,000,000	0	2,000,000
(9)雑収入	300,000	300,000	0
雑収入	300,000	300,000	0
事業活動収入計	321,941,000	299,269,000	22,672,000
2 事業活動支出			
(1)事業費支出	281,094,000	258,126,000	22,968,000
給料手当	72,704,000	66,797,000	5,907,000
臨時雇賃金	32,844,000	27,223,000	5,621,000
福利厚生費	14,265,000	13,349,000	916,000
旅費交通費	320,000	364,000	-44,000
通信運搬費	1,618,000	1,439,000	179,000
消耗品費	6,160,000	5,803,000	357,000
修繕費	6,347,000	6,264,000	83,000
印刷製本費	2,637,000	2,268,000	369,000
燃料費	7,632,000	7,103,000	529,000
光熱水料費	7,186,000	8,806,000	-1,620,000
賃借料	9,408,000	9,676,000	-268,000
保険料	514,000	528,000	-14,000
手数料	904,000	1,109,000	-205,000
租税公課	225,000	204,000	21,000
負担金支出	299,000	381,000	-82,000
諸謝金	2,325,000	2,164,000	161,000
活動振興費	1,163,000	1,163,000	0
委託費	111,041,000	100,666,000	10,375,000
雑費	390,000	242,000	148,000
備品費	1,840,000	1,107,000	733,000
広告料	1,272,000	1,470,000	-198,000
(2)管理費支出	40,789,000	42,038,000	-1,249,000
役員報酬	3,246,000	3,288,000	-42,000
給料手当	15,791,000	15,403,000	388,000
福利厚生費	5,113,000	4,772,000	341,000
渉外費	50,000	50,000	0
旅費交通費	47,000	60,000	-13,000
通信運搬費	445,000	431,000	14,000
消耗品費	99,000	62,000	37,000
賃借料	1,518,000	1,518,000	0
保険料	14,000	14,000	0
諸謝金	600,000	600,000	0
租税公課	10,083,000	11,836,000	-1,753,000
負担金支出	99,000	120,000	-21,000
手数料	368,000	323,000	45,000
委託費	3,255,000	3,500,000	-245,000
支払利息	1,000	1,000	0
退職給与引当金費用	60,000	60,000	0
(3)災害対策費支出	3,000	3,000	0
雑費	3,000	3,000	0
事業活動支出計	321,886,000	300,167,000	21,719,000

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業活動収支差額	55,000	-898,000	953,000
Ⅱ 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出			
当期収支差額	55,000	-898,000	953,000
前期繰越収支差額	112,675,000	116,378,631	-3,703,631
次期繰越収支差額	112,730,000	115,480,631	-2,750,631

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 6 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 7 年度東海村一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

東海村長 山 田 修

令和 7 年度 東海村一般会計補正予算（第 3 号）

専決処分第6号

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第3号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,117,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月18日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金		4,321,471	160,036	4,481,507
	2 国 庫 補 助 金	956,567	160,036	1,116,603
歳 入 合 計		23,957,136	160,036	24,117,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		7,904,553	152,430	8,056,983
	1 社 会 福 祉 費	4,331,693	152,430	4,484,123
4 衛 生 費		2,720,151	7,606	2,727,757
	1 保 健 衛 生 費	1,246,881	7,606	1,254,487
歳 出 合 計		23,957,136	160,036	24,117,172

一般会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金	4,321,471	160,036	4,481,507
歳 入 合 計	23,957,136	160,036	24,117,172

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
3 民生費	7,904,553	152,430	8,056,983	152,430					
4 衛生費	2,720,151	7,606	2,727,757	7,606					
歳出合計	23,957,136	160,036	24,117,172	160,036					

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	359,907	160,036	519,943	1 総務管理費補助金	160,036	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 160,036
計	956,567	160,036	1,116,603			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総務費	843, 289	152, 430	995, 719	152, 430				1 報 酬	1, 806	○定額減税補足給付金支給事業(不足額給付分) 一般職報酬 時間外勤務手当 費用弁償 消耗品費 郵便料 電信料 口座振込手数料 電算処理業務委託料 複写機使用料 事務備品賃借料 定額減税補足給付金(不足額給付分)	152, 430
								3 職員手当等	720		1, 806
								8 旅 費	75		720
								10 需 用 費	62		75
								11 役 務 費	1, 973		62
								12 委 託 料	1, 721		9
								13 使用料及び賃借料	473		616
								18 負担金、補助及び交付金	145, 600		1, 721
計	4, 331, 693	152, 430	4, 484, 123	152, 430						150	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	406, 635	7, 606	414, 241	7, 606				18 負担金、補助及び交付金	7, 606	○企業会計補助金等事業 水道事業会計補助金
計	1, 246, 881	7, 606	1, 254, 487	7, 606						

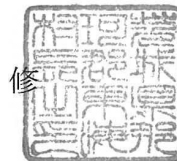
承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので，同条第 3 項の規定により，これ
を報告し，承認を求める。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 7 号

議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 18 日

東海村長 山 田 修

令和 7 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

専決処分第 7 号

令和 7 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,118千円を追加し，保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,991,086千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 7 月 1 8 日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰 越 金		1	14, 118	14, 119
	1 繰 越 金	1	14, 118	14, 119
歳 入 合 計		2, 976, 968	14, 118	2, 991, 086

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		18,661	14,118	32,779
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	452	14,118	14,570
歳 出 合 計		2,976,968	14,118	2,991,086

東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

保 險 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰 越 金	1	14,118	14,119
歳 入 合 計	2,976,968	14,118	2,991,086

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 諸 支 出 金	18,661	14,118	32,779				14,118
歳 出 合 計	2,976,968	14,118	2,991,086				14,118

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	14,118	14,119	1 繰越金	14,118	前年度繰越金 14,118
計	1	14,118	14,119			

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 償還金	3	14, 118	14, 121			14, 118	22 償還金、利子及び割引料	14, 118	○償還金事業 社会保険診療報酬支払基金支出金過年度分返還金	
計	452	14, 118	14, 570				14, 118			

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によ
って別紙のとおり専決処分をしたので，同条第 3 項の規定により，これ
を報告し，承認を求める。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 8 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年度東海村水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 18 日

東海村長 山 田 修

令和 7 年度東海村水道事業会計補正予算（第 1 号）

専決処分第8号

令和7年度東海村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度東海村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東海村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	873,780千円	0千円	873,780千円
第1項 営業収益	832,803千円	△130,000千円	702,803千円
第2項 営業外収益	40,967千円	130,000千円	170,967千円

第3条 令和7年度東海村水道事業会計予算第9条に定めた他会計からの出資及び補助金の予定額を「150,408千円」から「280,408千円」に改め補正する。

令和7年7月18日 専決処分

東海村長 山 田 修

1 令和7年度東海村水道事業会計補正予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	備 考
1 水道事業収益			873,780	0	873,780	
	1 営業収益		832,803	△ 130,000	702,803	
		1 給水収益	760,614	△ 130,000	630,614	
	2 営業外収益		40,967	130,000	170,967	
		2 一般会計補助金	408	130,000	130,408	

2 令和7年度東海村水道事業会計補正予算実施計画明細書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			873,780	0	873,780	
1 営業収益			832,803	△ 130,000	702,803	
	1 給水収益	1 水道料金	760,614	△ 130,000	630,614	
2 営業外収益			40,967	130,000	170,967	
	2 一般会計 補助金	1 一般会計 補助金	408	130,000	130,408	

議案第 9 6 号

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正に伴い，同法に
新たに規定された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
めるための条例の制定

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条－第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条－第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- （2） 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- （3） 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」と

いう。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 村長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所

在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

- 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- 第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

- 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第3

3 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は

事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- （7） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （8） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げ

る施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する

部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の

子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)(保育所に係る部分に限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年茨城県条例第64号)

(3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東海村条例第26号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は，余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

令和 7 年度 東海村一般会計補正予算（第 4 号）

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第4号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,215,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 村 税		11,258,070	109,262	11,367,332
	2 固 定 資 産 税	7,021,742	107,533	7,129,275
	5 都 市 計 画 税	635,723	1,729	637,452
9 地 方 特 例 交 付 金		45,942	△963	44,979
	1 地 方 特 例 交 付 金	45,941	△5,583	40,358
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1	4,620	4,621
12 分 担 金 及 び 負 担 金		36,343	464	36,807
	1 負 担 金	36,343	464	36,807
14 国 庫 支 出 金		4,481,507	△14,657	4,466,850
	1 国 庫 負 担 金	1,843,726	3,929	1,847,655
	2 国 庫 補 助 金	1,116,603	△18,586	1,098,017
15 県 支 出 金		1,615,854	4,830	1,620,684
	1 県 負 担 金	717,265	365	717,630
	2 県 補 助 金	742,815	4,465	747,280
18 繰 入 金		3,451,816	△172,377	3,279,439
	1 特 別 会 計 繰 入 金	18,213	19,280	37,493
	2 基 金 繰 入 金	3,433,603	△191,657	3,241,946
19 繰 越 金		200,000	177,478	377,478
	1 繰 越 金	200,000	177,478	377,478
20 諸 収 入		366,068	227	366,295
	5 雑 入	298,979	227	299,206
21 村 債		941,900	△5,900	936,000
	1 村 債	941,900	△5,900	936,000
歳 入 合 計		24,117,172	98,364	24,215,536

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		209,344	△1,181	208,163
	1 議 会 費	209,344	△1,181	208,163
2 総 務 費		4,103,679	△11,602	4,092,077
	1 総 務 管 理 費	3,574,904	3,479	3,578,383
	2 徴 税 費	297,161	△15,605	281,556
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	129,098	748	129,846
	6 監 査 委 員 費	22,210	△224	21,986
3 民 生 費		8,056,983	127,262	8,184,245
	1 社 会 福 祉 費	4,484,123	106,437	4,590,560
	2 児 童 福 祉 費	3,571,095	20,825	3,591,920
4 衛 生 費		2,727,757	△103,619	2,624,138
	1 保 健 衛 生 費	1,254,487	△75,347	1,179,140
	2 清 掃 費	1,124,804	△18,565	1,106,239
	3 病 院 費	348,466	△9,707	338,759
5 農 林 水 産 業 費		396,471	2,804	399,275
	1 農 業 費	396,471	2,804	399,275
6 商 工 費		579,053	1,910	580,963
	1 商 工 費	579,053	1,910	580,963
7 土 木 費		3,010,405	△18,741	2,991,664
	1 土 木 管 理 費	87,221	△225	86,996
	2 道 路 橋 梁 費	733,567	△7,740	725,827
	3 都 市 計 画 費	2,164,717	△10,776	2,153,941
9 教 育 費		3,974,625	12,791	3,987,416
	1 教 育 総 務 費	841,351	3,764	845,115
	2 小 学 校 費	798,534	△28,911	769,623
	3 中 学 校 費	248,723	4,517	253,240

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	4 幼 稚 園 費	399,826	△9,289	390,537
	5 社 会 教 育 費	1,183,855	△45,034	1,138,821
	6 保 健 体 育 費	502,336	87,744	590,080
12 諸 支 出 金		134,279	88,740	223,019
	1 基 金 費	134,279	88,740	223,019
歳 出 合 計		24,117,172	98,364	24,215,536

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
土地鑑定評価業務委託	令和7年度から令和10年度まで	3,558
シェアキッチン指定管理業務委託	令和7年度から令和12年度まで	30,855
昼食提供業務委託	令和7年度から令和8年度まで	12,701
総合体育館空調・換気設備設置工事	令和8年度	131,616

第3表 地方債補正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総合体育館空調・換気設備設置事業債	87,700	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率見直し後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	87,700			

(変 更)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
石神小学校校舎長寿命 化外装改修事業債	112,300	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金について、 利率見直し後におい ては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するところ による。 ただし、村財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換 えすることができる。	119,000	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金について、 利率見直し後におい ては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するところ による。 ただし、村財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換 えすることができる。
合 計	112,300				119,000			

一般会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 村 税	11,258,070	109,262	11,367,332
9 地 方 特 例 交 付 金	45,942	△963	44,979
12 分 担 金 及 び 負 担 金	36,343	464	36,807
14 国 庫 支 出 金	4,481,507	△14,657	4,466,850
15 県 支 出 金	1,615,854	4,830	1,620,684
18 繰 入 金	3,451,816	△172,377	3,279,439
19 繰 越 金	200,000	177,478	377,478
20 諸 収 入	366,068	227	366,295
21 村 債	941,900	△5,900	936,000
歳 入 合 計	24,117,172	98,364	24,215,536

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	209,344	△1,181	208,163				△1,181		
2 総務費	4,103,679	△11,602	4,092,077	578	△5,900	△20,000	13,720		
3 民生費	8,056,983	127,262	8,184,245	35,419		464	91,379		
4 衛生費	2,727,757	△103,619	2,624,138	△22,959		△14,100	△66,560		
5 農林水産業費	396,471	2,804	399,275				2,804		
6 商工費	579,053	1,910	580,963				1,910		
7 土木費	3,010,405	△18,741	2,991,664		△19,800	△5,200	6,259		
9 教育費	3,974,625	12,791	3,987,416	△26,837	19,800	△4,173	24,001		
12 諸支出金	134,279	88,740	223,019				88,740		
歳出合計	24,117,172	98,364	24,215,536	△13,799	△5,900	△43,009	161,072		

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 固定資産税	7,016,428	107,101	7,123,529	1 現年課税分	107,101	固定資産税 107,101
2 国有資産等所在市町村交付金	5,314	432	5,746	1 現年課税分	432	交付金 432
計	7,021,742	107,533	7,129,275			

(款) 1 村税

(項) 5 都市計画税

1 都市計画税	635,723	1,729	637,452	1 現年課税分	1,729	都市計画税 1,729
計	635,723	1,729	637,452			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	45,941	△5,583	40,358	1 地方特例交付金	△5,583	地方特例交付金 △5,583
計	45,941	△5,583	40,358			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	4,620	4,621	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	4,620	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 4,620
計	1	4,620	4,621			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 民生費負担金	12,642	464	13,106	3 医療福祉費負担金	464	養育医療自己負担金 464
計	36,343	464	36,807			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,843,726	3,929	1,847,655	1 社会福祉費負担金	3,846	障害福祉サービス等負担金過年度分 3,846
				3 介護保険事業費負担金	83	低所得者保険料軽減負担金過年度分 83
計	1,843,726	3,929	1,847,655			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	519,943	1,010	520,953	1 総務管理費補助金	1,010	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,010
2 民生費国庫補助金	238,082	39,567	277,649	1 社会福祉費補助金	121	地域診療情報連携推進費補助金 121
				2 児童福祉費補助金	39,446	子ども・子育て支援交付金 3,665 重層的支援体制整備事業交付金 768 子ども・子育て支援施設整備交付金 35,013
3 衛生費国庫補助金	206,170	△25,830	180,340	1 保健衛生費補助金	△25,830	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金 △25,830
6 教育費国庫補助金	41,885	△33,333	8,552	1 小学校費補助金	△33,333	学校施設環境改善交付金 △33,333
計	1,116,603	△18,586	1,098,017			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	717,265	365	717,630	4 介護保険事業費負担金	43	低所得者保険料軽減負担金過年度分 43
				8 医療福祉費負担金	322	養育医療費負担金 322
計	717,265	365	717,630			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	19,567	△432	19,135	1 総務管理費補助金	△432	地域女性活躍推進事業補助金 △432
-----------	--------	------	--------	------------	------	--------------------

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補助金	619,004	△1,014	617,990	3 児童福祉費補助金	△1,014	子ども・子育て支援交付金 3,056 重層的支援体制整備事業交付金 768 子ども・子育て支援施設整備交付金 △4,838
3 衛生費県補助金	9,673	1,046	10,719	1 保健衛生費補助金	1,046	予防接種事故対策費補助金 46 不妊治療費補助金 1,000
7 教育費県補助金	1,419	4,865	6,284	1 教育総務費補助金	552	地域少子化対策重点推進交付金 552
				3 小学校費補助金	4,313	公立学校情報機器整備事業補助金 4,313
計	742,815	4,465	747,280			

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	2,570	2,571	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	2,570	後期高齢者医療特別会計繰入金 2,570
3 介護保険事業特別会計繰入金	18,209	763	18,972	1 介護保険事業特別会計繰入金	763	介護保険事業特別会計繰入金 763
4 東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金	1	1,905	1,906	1 東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金	1,905	東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金 1,905
5 東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金	1	14,042	14,043	1 東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金	14,042	東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金 14,042
計	18,213	19,280	37,493			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	1,937,621	△147,957	1,789,664	1 財政調整基金繰入金	△147,957	財政調整基金繰入金 △147,957
-------------	-----------	----------	-----------	-------------	----------	--------------------

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 公共施設等総合管理推進基金繰入金	1,111,800	△43,700	1,068,100	1 公共施設等総合管理推進基金繰入金	△43,700	公共施設等総合管理推進基金繰入金 △43,700
計	3,433,603	△191,657	3,241,946			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	200,000	177,478	377,478	1 繰越金	177,478	前年度繰越金 177,478
計	200,000	177,478	377,478			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	274,500	227	274,727	1 雑入	227	若い世代による被爆地での平和学習支援補助金 227
計	298,979	227	299,206			

(款) 21 村債

(項) 1 村債

1 総務債	67,500	△5,900	61,600	1 総務管理債	△5,900	旧合同庁舎解体事業債 △4,300 防災情報ネットワークシステム更新負担金債 △1,600
2 土木債	328,700	△19,800	308,900	2 都市計画債	△19,800	阿漕ヶ浦公園整備事業債 △19,800
3 教育債	545,700	19,800	565,500	1 小学校債	6,700	石神小学校校舎長寿命化外装改修事業債 6,700
				2 社会教育債	△65,500	文教施設駐車場整備事業債 △16,700 図書館照明器具入替事業債 △48,800
				3 保健体育債	78,600	スイミングプラザ長寿命化事業債 △9,100 総合体育館空調・換気設備設置事業債 87,700
計	941,900	△5,900	936,000			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	209,344	△1,181	208,163				△1,181	1 報 酬	109	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金 ○議会事務局運営諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	△1,345 △1,081 368 68 △211 △241 360 △146 △29 △433 164 109 20 17 12 6
								2 給 料	△1,081		
								3 職員手当等	206		
								4 共 済 費	△415		
計	209,344	△1,181	208,163				△1,181				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	870,594	40,617	911,211				40,617	2 給 料	13,068	○一般職人件費支払事業 40,204
								3 職員手当等	20,738	一般職給 13,068
								4 共 済 費	6,398	扶養手当 513 住居手当 195
								13 使用料及び賃借料	413	通勤手当 427 時間外勤務手当 5,000 管理職手当 1,119 一般職期末手当 3,974 勤勉手当 841 児童手当 1,020 職員退職手当組合負担金 7,127

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									地域手当 522 一般職員共済組合負担金 6,398 ○人事・研修諸費 413 年末調整システム使用料 413	
2 秘書広聴 広報費	81,598	4,797	86,395	△432			5,229	1 報 酬	3,240	○男女共同参画推進事業 △407 男女共同参画推進フォーラム
								3 職員手当等	1,239	開催支援業務委託料 △101 男女共同参画推進フォーラム
								4 共 済 費	669	チラシ作成委託料 △31 男女共同参画推進フォーラム
								8 旅 費	56	映像配信業務委託料 △275 ○広報広聴諸費 5,204
								12 委 託 料	△407	一般職報酬 3,240 一般職期末手当 705 勤勉手当 534 社会保険料負担金 426 会計年度任用職員共済組合負担金 243 費用弁償 56
5 財産管理 費	392,329	1,192	393,521		△4,300		5,492	8 旅 費	80	○庁舎維持管理事業 1,507 庁舎受変電設備等改修工事实
								11 役 務 費	630	施設計業務委託料 1,507 ○自動車購入及び維持管理事業 80
								12 委 託 料	1,507	費用弁償 80 ○財産管理事務事業 △1,025
								14 工事請負費	△1,025	旧合同庁舎解体工事 △1,025 ○財政経営諸費 630 不動産鑑定料 630
6 企画費	581,081	1,719	582,800				1,719	1 報 酬	329	○計画調整諸費 727

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								4 共 済 費	15	一般職報酬 社会保険料負担金	329 15
								10 需 用 費	500	物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金返還金過年度分	383
								11 役 務 費	492	○デマンド交通運営事業 電信料	492 492
								22 償還金、利子 及び割引料	383	○プロジェクト推進諸費 消耗品費	500 500
8 原子力対 策費	431,324	△6,485	424,839				△6,485	1 報 酬	2,069	○一般職人件費支払事業 一般職給	△9,242 △4,075
								2 給 料	△4,075	扶養手当 住居手当	△304 △312
								3 職員手当等	△3,166	通勤手当 一般職期末手当	△129 △1,003
								4 共 済 費	△1,367	勤勉手当 児童手当	△1,089 △120
								8 旅 費	54	職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金	△550 △175 △1,485
										○原子力対策諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負 担金 費用弁償	2,757 2,069 280 236 25 93 54
12 防災対策 費	31,832	△1,515	30,317		△1,600		85	18 負担金、補助 及び交付金	△1,515	○防災対策諸費 被災者生活再建支援システム 共同整備事業費負担金 ○防災情報システム管理運営事業	949 949 △2,464

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										防災情報ネットワークシステム更新負担金 △2,464
14 自治推進費	55,120	△312	54,808				△312	18 負担金、補助及び交付金	△312	○みんなで地域づくり事業補助事業 △312 みんなで地域づくり事業補助金 △312
15 コミュニティセンター費	373,905	△36,534	337,371			△20,000	△16,534	12 委 託 料	△2,112	○コミュニティセンター維持管理事業 △36,534 コミュニティセンター昇降機設置工事実施設計業務委託料 △2,112 コミュニティセンター内装改修工事 △22,193 コミュニティセンター空調設備更新工事 △12,229
								14 工事請負費	△34,422	
計	3,574,904	3,479	3,578,383	△432	△5,900	△20,000	29,811			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	173,726	△21,562	152,164				△21,562	2 給 料	△12,116	○一般職人件費支払事業 △21,562 一般職給 △12,116 扶養手当 72 住居手当 △498 通勤手当 △246 管理職手当 △120 一般職期末手当 △1,954 勤勉手当 △2,303 児童手当 245 職員退職手当組合負担金 △1,159 地域手当 △482 一般職員共済組合負担金 △3,001
								3 職員手当等	△6,445	
								4 共 済 費	△3,001	

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 賦課徴税費	123,435	5,957	129,392				5,957	1 報 酬	3,720	○村税賦課徴収諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 費用弁償	5,957 3,720 775 651 474 307 30
								3 職員手当等	1,426		
								4 共 済 費	781		
								8 旅 費	30		
計	297,161	△15,605	281,556				△15,605				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

1 戸籍住民登録費	129,098	748	129,846	1,010			△262	1 報 酬	1,182	○一般職人件費支払事業 △262
								2 給 料	341	一般職給 341
								3 職員手当等	△416	扶養手当 △474 通勤手当 137
								4 共 済 費	323	児童手当 △420 職員退職手当組合負担金 54
								12 委 託 料	△682	一般職員共済組合負担金 33 雇用保険料負担金 67
計	129,098	748	129,846	1,010			△262			○戸籍住民登録事業 1,010
										一般職報酬 1,182
										一般職期末手当 148
										勤勉手当 139
										社会保険料負担金 141
										会計年度任用職員共済組合負担金 82
										戸籍振り仮名通知書作成業務委託料 △682
計	129,098	748	129,846	1,010			△262			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 監査委員費	22, 210	△224	21, 986				△224	2 給 料	△9	○一般職人件費支払事業 一般職給 通勤手当 児童手当 一般職員共済組合負担金	△224 △9 △90 △100 △25
								3 職員手当等	△190		
								4 共 済 費	△25		
計	22, 210	△224	21, 986				△224				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	995, 719	△9, 281	986, 438				△9, 281	2 給 料	△4, 018	○一般職人件費支払事業	△7, 613
										一般職給	△4, 018
								3 職員手当等	△2, 486	扶養手当	△552
								4 共 済 費	△1, 109	住居手当	△420
								11 役 務 費	△163	通勤手当	536
2 老人福祉費	896, 359	95, 739	992, 098				95, 739	27 繰 出 金	△1, 505	時間外勤務手当	5, 000
										一般職期末手当	△2, 476
										勤勉手当	△3, 173
										児童手当	△900
										職員退職手当組合負担金	△318
										地域手当	△183
										一般職員共済組合負担金	△1, 109
										○社会を明るくする運動推進事業	△163
										社会を明るくする運動リーフ	
										レット各戸配布手数料	△163
3 職員手当等							95, 739	1 報 酬	1, 035	○国民健康保険事業特別会計繰出金事業	△1, 505
										国民健康保険事業特別会計繰出金	△1, 505
3 職員手当等							95, 739	1 報 酬	1, 035	○地域包括支援センター運営事業(重層の支援体制)	1, 659
										一般職報酬	1, 035

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共 済 費	212	一般職期末手当 216 勤勉手当 18 社会保険料負担金 135 会計年度任用職員共済組合負担金 77 費用弁償 15 ○介護保険諸費 94,080 介護保険事業特別会計繰出金 94,080
								8 旅 費	15	
								27 繰 出 金	94,080	
3 障害福祉費	1,323,047	11,621	1,334,668				11,621	22 償還金、利子及び割引料	11,621	○障がい福祉運営諸費 11,621 補装具費負担金返還金 917 障害福祉サービス等負担金返還金 9,386 障害者医療費国庫負担金返還金 1,318
4 医療福祉費	863,049	5,155	868,204	443		464	4,248	2 給 料	1,775	○一般職人件費支払事業 3,144 一般職給 1,775 住居手当 30 通勤手当 175 一般職期末手当 144 勤勉手当 96 職員退職手当組合負担金 240 地域手当 71 一般職員共済組合負担金 613 ○医療福祉諸費 256 医療福祉システム改修業務委託料 242 茨城県後期高齢者医療広域連合負担金 14 ○養育医療費給付事業 1,755 養育医療費 1,755
								3 職員手当等	756	
								4 共 済 費	613	
								12 委 託 料	242	
								18 負担金、補助及び交付金	14	
								19 扶 助 費	1,755	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 国民年金費	14, 124	3, 203	17, 327				3, 203	2 給 料	1, 510	○一般職人件費支払事業 一般職給 通勤手当 時間外勤務手当 一般職期末手当 勤勉手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金	3, 203 1, 510 △30 200 422 355 204 60 482
								3 職員手当等	1, 211		
								4 共 済 費	482		
計	4, 484, 123	106, 437	4, 590, 560	443		464	105, 530				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1, 313, 922	6, 916	1, 320, 838	4, 651			2, 265	12 委 託 料	79	○児童福祉総務諸費 財源振替
								18 負担金、補助及び交付金	6, 837	○民間学童クラブ運営費補助事業 3, 344 民間学童クラブ運営費補助金 3, 344 ○子育て短期支援事業 79 子育て短期支援事業委託料 79 ○病児病後児保育補助事業 1, 188 病児病後児保育補助事業費補助金 1, 188 ○地域子育て支援センター補助事業(重層的支援体制) 2, 305 地域子育て支援センター事業費補助金 2, 305
3 児童福祉施設費	1, 342, 503	13, 909	1, 356, 412	30, 325			△16, 416	2 給 料	△6, 283	○一般職人件費支払事業 △11, 428 一般職給 △6, 283
								3 職員手当等	△3, 561	扶養手当 △198 住居手当 △560
								4 共 済 費	△1, 584	通勤手当 △163 時間外勤務手当 1, 500
								18 負担金、補助	25, 337	一般職期末手当 △815

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								及び交付金	勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金 公立学校共済組合負担金 ○東海村病児・病後児保育施設運営管理事業 財源振替 ○民間学童クラブ整備費補助事業 民間学童クラブ整備費補助金	△1,794 △460 △813 △258 △1,249 △335 25,337 25,337
計	3,571,095	20,825	3,591,920	34,976			△14,151			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	414,241	461	414,702	2,871			△2,410	2 給料	△3,063	○一般職人件費支払事業 △4,594 一般職給 △3,063
								3 職員手当等	△414	住居手当 84 通勤手当 74
								4 共済費	△1,117	一般職期末手当 △249 勤勉手当 △336
								8 旅費	28	児童手当 120 職員退職手当組合負担金 15
								12 委託料	1,939	地域手当 △122 一般職員共済組合負担金 △1,117
								19 扶助費	3,088	○保健衛生諸費 120 費用弁償 28 障害年金 92
										○産後ママあんしんケア事業 2,435 産後ケア委託料 1,939 産後ケア利用料助成金 496 ○不妊治療費(先進医療)助成事業 2,500 不妊治療費(先進医療)助成金 2,500

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 予防費	247,989	△48,761	199,228				△48,761	7 報 償 費	40	○予防接種事業 予防接種健康被害調査委員謝礼 予防接種委託料 特定感染症検査等事業費補助金返還金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金返還金	△48,761
								12 委 託 料	△55,000		40
								22 償還金、利子及び割引料	6,199		△55,000
											316
											4,414
											1,469
3 環境衛生費	387,584	△35,388	352,196	△25,830			△9,558	2 給 料	△5,410	○一般職人件費支払事業 一般職給 住居手当 通勤手当 管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金 ○環境政策諸費 環境基本計画推進支援業務委託料 ○再生可能エネルギー導入促進事業 太陽光発電設備等整備工事	△10,944
								3 職員手当等	△3,061		△5,410
								4 共 済 費	△2,473		288
								12 委 託 料	△192		△108
								14 工事請負費	△24,252		△481
											△1,165
											△1,104
		△275									
		△216									
		△2,473									
		△192									
		△192									
		△24,252									
		△24,252									
4 公害対策費	19,598	△2,793	16,805				△2,793	11 役 務 費	△1,095	○環境調査監視事業 都市下水・用排水路水質検査 手数料 自動車排出ガス調査委託料	△2,793
								12 委 託 料	△1,698		△1,095
											△1,698

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 健康増進 事業費	100,695	81	100,776				81	10 需 用 費	81	○一般健康診査事業 がん検診等申込書案内文印刷 代 81
7 霊園費	30,820	11,053	41,873				11,053	24 積 立 金	11,053	○須和間霊園維持管理事業 公園墓地基金積立金 11,053 11,053
計	1,254,487	△75,347	1,179,140	△22,959			△52,388			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	51,398	1,145	52,543				1,145	2 給 料	717	○一般職人件費支払事業 一般職給 717	1,145
								3 職員手当等	156	通勤手当 職員退職手当組合負担金 97	30
								4 共 済 費	272	地域手当 一般職員共済組合負担金 272	29
2 ごみ処理費	867,188	△19,710	847,478			△14,100	△5,610	14 工事請負費	△19,710	○清掃センター管理運営事業 清掃センター長寿命化工事 △19,710	△19,710
計	1,124,804	△18,565	1,106,239			△14,100	△4,465				

(款) 4 衛生費

(項) 3 病院費

1 病院管理費	348,466	△9,707	338,759				△9,707	2 給 料	△4,496	○一般職人件費支払事業 一般職給 △4,496	△9,707
								3 職員手当等	△3,345	通勤手当 時間外勤務手当 △500	△86
								4 共 済 費	△1,866	一般職期末手当 勤勉手当 △900 職員退職手当組合負担金 △607 地域手当 △180	△1,072

(款) 4 衛生費

(項) 3 病院費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債					そ の 他
									一般職員共済組合負担金	△1,866
計	348,466	△9,707	338,759				△9,707			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	113,060	1,234	114,294				1,234	2 給料	1,261	○一般職人件費支払事業 1,234 一般職給 1,261
								3 職員手当等	△27	扶養手当 △708 住居手当 330 通勤手当 163 一般職期末手当 320 勤勉手当 35 児童手当 △360 職員退職手当組合負担金 171 地域手当 22
5 農地費	109,732	1,570	111,302				1,570	18 負担金、補助及び交付金	1,570	○土地改良区・水利組合支援事業 1,570 土地改良区・水利組合施設維持管理補助金 808 県単土地改良事業費補助金 762
計	396,471	2,804	399,275				2,804			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	85,058	5,357	90,415				5,357	2 給料	2,311	○一般職人件費支払事業 5,357 一般職給 2,311
								3 職員手当等	2,017	扶養手当 △24 住居手当 △4
								4 共済費	1,029	通勤手当 131 一般職期末手当 601 勤勉手当 572

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
									児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金	165 414 162 1,029	
2 商工振興費	395,951	△3,600	392,351				△3,600	18 負担金、補助及び交付金	△3,600	○プレミアム付き商品券発行事業 プレミアム付き商品券発行事業補助金	△3,600 △3,600
4 消費生活対策費	9,389	153	9,542				153	8 旅 費	131	○消費生活センター運営事業 費用弁償 電信料	153 131 22
								11 役 務 費	22		
計	579,053	1,910	580,963				1,910				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	79,317	△225	79,092				△225	2 給 料	21	○一般職人件費支払事業 △225
								3 職員手当等	△72	一般職給 21 住居手当 66 通勤手当 △78
								4 共 済 費	△174	管理職手当 481 一般職期末手当 △200 勤勉手当 △383 児童手当 20 職員退職手当組合負担金 2 地域手当 20 一般職員共済組合負担金 △174
計	87,221	△225	86,996				△225			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 道路橋梁 総務費	125,978	△7,740	118,238				△7,740	2 給 料	△3,501	○一般職人件費支払事業	△7,740
							3 職員手当等	△2,813	一般職給	△3,501	
							4 共 済 費	△1,426	扶養手当	127	
										住居手当	△669
										通勤手当	△391
										一般職期末手当	△656
										勤勉手当	△826
										児童手当	165
										職員退職手当組合負担金	△428
										地域手当	△135
										一般職員共済組合負担金	△1,426
計	733,567	△7,740	725,827				△7,740				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	179,194	558	179,752				558	2 給 料	38	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 住居手当 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金	△342 38 36 △24 60 △79 △267 △15 5 3 △99
								3 職員手当等	△281	○部原地区土地利用推進事業 部原地区法面对策工事設計業務委託料	900 900
								4 共 済 費	△99		
								12 委 託 料	900		
2 公園費	423,358	△8,009	415,349		△19,800	△5,200	16,991	14 工事請負費	△8,009	○都市計画公園整備事業 阿漕ヶ浦公園整備工事	△8,009 △8,009

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 土地区画 整理費	613,867	△3,325	610,542				△3,325	2 給 料	△743	○一般職人件費支払事業	△2,707
								3 職員手当等	△1,401	一般職給	△743
										扶養手当	△174
										通勤手当	△125
								4 共 済 費	△563	一般職期末手当	△457
										勤勉手当	△388
										児童手当	△120
										職員退職手当組合負担金	△101
										地域手当	△36
										一般職員共済組合負担金	△563
										○区画整理事業特別会計繰出金事業	△618
										東海駅西土地区画整理事業特別会計繰出金	155
										東海中央土地区画整理事業特別会計繰出金	△773
計	2,164,717	△10,776	2,153,941		△19,800	△5,200	14,224				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	483,298	3,644	486,942				3,644	2 給 料	263	○一般職人件費支払事業 3,644
										一般職給 263
								3 職員手当等	2,852	扶養手当 732
								4 共 済 費	529	住居手当 594
										通勤手当 179
										時間外勤務手当 1,000
										一般職期末手当 208
										勤勉手当 218
										児童手当 640
										職員退職手当組合負担金 36
										地域手当 39
										一般職員共済組合負担金 529

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 教育指導費	356, 134	120	356, 254	511		227	△618	8 旅 費	120	○指導室運営諸費 費用弁償 ○平和大使派遣事業 財源振替 ○ライフデザイン形成事業 財源振替
計	841, 351	3, 764	845, 115	511		227	3, 026			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	798,534	△28,911	769,623	△29,020	6,700		△6,591	2 給料	△3,911	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 通勤手当	△10,386 △5,403 60 △42
								3 職員手当等	△2,686	一般職期末手当 勤勉手当	△1,215 △1,263
								4 共済費	△1,362	児童手当 職員退職手当組合負担金	120 △735
								10 需用費	561	地域手当 一般職員共済組合負担金	△214 △1,694
								11 役務費	22	○小学校施設管理事業 空調機器設定手数料	22 22
								12 委託料	△12,378	○小学校施設整備事業 施設・設備修繕料	△8,219 561
								14 工事請負費	△9,157	不用品収集運搬処理業務委託料 村松小学校校舎内装改修工事 石神小学校校舎長寿命化外装改修工事	377 △2,058 △7,099
										○小学校コンピュータ機器整備運用事業 GIGAスクールタブレット 環境構築業務委託料 ○小学校給食運営管理事業 会計年度任用職員給 通勤手当	△12,755 △12,755 2,427 1,492 30

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債				
									一般職期末手当 311 勤勉手当 262 公立学校共済組合負担金 129 社会保険料負担金 203
計	798,534	△28,911	769,623	△29,020	6,700		△6,591		

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	248,723	4,517	253,240				4,517	2 給料	2,658	○一般職人件費支払事業 7,725 一般職給 4,150 通勤手当 42 時間外勤務手当 61 一般職期末手当 944 勤勉手当 741 児童手当 △120 職員退職手当組合負担金 560 地域手当 166 一般職員共済組合負担金 1,181 ○中学校施設整備事業 △781 中学校屋内運動場内外装改修 ・空調設備工事設計業務委託料 △781 ○中学校給食運営管理事業 △2,427 会計年度任用職員給 △1,492 通勤手当 △30 一般職期末手当 △311 勤勉手当 △262 公立学校共済組合負担金 △129 社会保険料負担金 △203
								3 職員手当等	1,791	
								4 共済費	849	
								12 委託料	△781	
計	248,723	4,517	253,240				4,517			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 園管理費	399,826	△9,289	390,537	1,672			△10,961	2 給 料	△6,183	○一般職人件費支払事業	△11,818
								3 職員手当等	△4,635	一般職給	△6,183
										扶養手当	△390
										住居手当	336
										通勤手当	△77
4 共 済 費	△1,000	管理職手当	△385								
		一般職期末手当	△1,368								
		勤勉手当	△1,268								
		児童手当	△600								
18 負担金、補助 及び交付金	2,507	職員退職手当組合負担金	△604								
		地域手当	△279								
		公立学校共済組合負担金	△1,000								
		○預かり保育事業	2,507								
		一時預かり保育費補助金	2,507								
○幼稚園教育研究事業			22								
		講師謝礼	22								
計	399,826	△9,289	390,537	1,672			△10,961				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	648,827	△10,128	638,699		△16,700	△4,400	10,972	2 給 料	△429	○一般職人件費支払事業 △863 一般職給 △429
								3 職員手当等	△434	扶養手当 348 住居手当 △332
								14 工事請負費	△9,265	通勤手当 29 勤勉手当 △642 児童手当 260 職員退職手当組合負担金 △97 ○文教地区駐車場整備事業 △9,265 文教地区駐車場整備2期工事 △9,265
7 図書館費	241,373	△34,906	206,467		△48,800		13,894	12 委 託 料	△66	○図書館管理運営事業 △34,906

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								14 工 事 請 負 費	△34,840	空調機器保守点検委託料 図書館照明器具入替工事	△66 △34,840
計	1,183,855	△45,034	1,138,821		△65,500	△4,400	24,866				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 社会体育費	251,758	87,744	339,502		78,600		9,144	14 工事請負費	87,744	○スポーツ施設管理運営事業 総合体育館空調・換気設備設置工事
										87,744 87,744
計	502,336	87,744	590,080		78,600		9,144			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

3 公共施設等総合管理推進基金費	100,000	88,740	188,740				88,740	24 積立金	88,740	○公共施設等総合管理推進基金積立事業 歳計剰余金法定積立金
										88,740 88,740
計	134,279	88,740	223,019				88,740			

令和 7 年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第98号

令和7年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

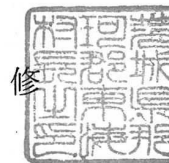
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,387千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,061,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 国 庫 支 出 金		81	385	466
	1 国 庫 補 助 金	81	385	466
7 繰 入 金		298,661	△1,505	297,156
	1 他 会 計 繰 入 金	191,088	△1,505	189,583
8 繰 越 金		2	26,507	26,509
	1 繰 越 金	2	26,507	26,509
歳 入 合 計		3,036,325	25,387	3,061,712

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		54,493	△1,120	53,373
	1 総 務 管 理 費	52,425	△1,120	51,305
6 基 金 積 立 金		1	26,507	26,508
	1 基 金 積 立 金	1	26,507	26,508
歳 出 合 計		3,036,325	25,387	3,061,712

東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 国 庫 支 出 金	81	385	466
7 繰 入 金	298,661	△1,505	297,156
8 繰 越 金	2	26,507	26,509
歳 入 合 計	3,036,325	25,387	3,061,712

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	54,493	△1,120	53,373	385			△1,505
6 基金積立金	1	26,507	26,508				26,507
歳出合計	3,036,325	25,387	3,061,712	385			25,002

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 子ども・子育て支援事業費補助金	0	385	385	1 子ども・子育て支援事業費補助金	385	子ども・子育て支援事業費補助金 385
計	81	385	466			

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	191,088	△1,505	189,583	4 職員給与費等繰入金	△1,505	職員給与費等繰入金 △1,505
計	191,088	△1,505	189,583			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

2 その他繰越金	1	26,507	26,508	1 その他繰越金	26,507	前年度繰越金 26,507
計	2	26,507	26,509			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	51, 298	△1, 120	50, 178	385			△1, 505	2 給 料	△1, 150	○一般職人件費支払事業	△1, 505
								3 職員手当等	45	一般職給	△1, 150
										住居手当	510
										通勤手当	30
								4 共 済 費	△400	一般職期末手当	△175
								12 委 託 料	385	勤勉手当	△172
										職員退職手当組合負担金	△105
										地域手当	△43
										一般職員共済組合負担金	△400
										○国保給付諸費	385
										電算処理業務変更委託料	385
計	52, 425	△1, 120	51, 305	385			△1, 505				

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 基金積立金	1	26, 507	26, 508				26, 507	24 積 立 金	26, 507	○国保基金積立金事業 26, 507 国保支払準備金 26, 507
計	1	26, 507	26, 508				26, 507			

令和 7 年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第99号

令和7年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度東海村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ679,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰 越 金		1	2,570	2,571
	1 繰 越 金	1	2,570	2,571
6 国 庫 支 出 金		0	176	176
	1 国 庫 補 助 金	0	176	176
歳 入 合 計		677,080	2,746	679,826

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		6,774	176	6,950
	2 徴 収 費	3,127	176	3,303
3 諸 支 出 金		1,003	2,570	3,573
	2 繰 出 金	1	2,570	2,571
歳 出 合 計		677,080	2,746	679,826

東海村後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
5	繰	越 金	1	2,570	2,571
6	国 庫	支 出 金	0	176	176
歳 入 合 計			677,080	2,746	679,826

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,774	176	6,950	176			
3 諸支出金	1,003	2,570	3,573				2,570
歳出合計	677,080	2,746	679,826	176			2,570

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	2,570	2,571	1 繰越金	2,570	前年度繰越金 2,570
計	1	2,570	2,571			

(款) 6 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 子ども・子育て支援事業費補助金	0	176	176	1 子ども・子育て支援事業費補助金	176	子ども・子育て支援事業費補助金 176
計	0	176	176			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 徴収費	3,127	176	3,303	176				12 委 託 料	176	○後期高齢者医療徴収事業 子ども・子育て支援金追加に 関するシステム改修委託料
計	3,127	176	3,303	176						

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 他会計繰 出金	1	2,570	2,571				2,570	27 繰 出 金	2,570	○他会計繰出事業 一般会計繰出金
計	1	2,570	2,571				2,570			

令和 7 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和7年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161,886千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,152,972千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ763千円を追加し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,488千円とする。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第2表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保 険 料		683,465	3	683,468
	1 介 護 保 険 料	683,465	3	683,468
3 国 庫 支 出 金		614,019	5,472	619,491
	1 国 庫 負 担 金	543,018	5,471	548,489
	2 国 庫 補 助 金	71,001	1	71,002
4 支 払 基 金 交 付 金		760,805	3	760,808
	1 支 払 基 金 交 付 金	760,805	3	760,808
5 県 支 出 金		358,079	1	358,080
	1 県 負 担 金	339,381	1	339,382
7 繰 入 金		560,376	94,080	654,456
	1 一 般 会 計 繰 入 金	473,662	94,080	567,742
8 繰 越 金		14,119	62,327	76,446
	1 繰 越 金	14,119	62,327	76,446
歳 入 合 計		2,991,086	161,886	3,152,972

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		91,032	△281	90,751
	1 総 務 管 理 費	58,226	△281	57,945
2 保 険 給 付 費		2,715,127	13	2,715,140
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	71,700	13	71,713
5 基 金 積 立 金		1	149,672	149,673
	1 基 金 積 立 金	1	149,672	149,673
6 諸 支 出 金		32,779	12,482	45,261
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,570	12,482	27,052
歳 出 合 計		2,991,086	161,886	3,152,972

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		1	763	764
	1 繰 越 金	1	763	764
歳 入 合 計		3, 725	763	4, 488

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		1	763	764
	1 繰 出 金	1	763	764
歳 出 合 計		3,725	763	4,488

東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

保 險 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保 険 料	683,465	3	683,468
3 国 庫 支 出 金	614,019	5,472	619,491
4 支 払 基 金 交 付 金	760,805	3	760,808
5 県 支 出 金	358,079	1	358,080
7 繰 入 金	560,376	94,080	654,456
8 繰 越 金	14,119	62,327	76,446
歳 入 合 計	2,991,086	161,886	3,152,972

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	91,032	△281	90,751				△281
2 保険給付費	2,715,127	13	2,715,140	4		9	
5 基金積立金	1	149,672	149,673				149,672
6 諸支出金	32,779	12,482	45,261				12,482
歳出合計	2,991,086	161,886	3,152,972	4		9	161,873

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	683,465	3	683,468	1 現年分特別徴収保険料	2	特別徴収保険料 2
				2 現年分普通徴収保険料	1	普通徴収保険料 1
計	683,465	3	683,468			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	543,018	5,471	548,489	1 現年度分	2	介護給付費負担金 2
				2 過年度分	5,469	介護給付費負担金 5,469
計	543,018	5,471	548,489			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	28,135	1	28,136	1 現年度分	1	介護給付費調整交付金 1
計	71,001	1	71,002			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	733,074	3	733,077	1 現年度分	3	第2号被保険者の介護納付金分に係る支払基金交付金 3
計	760,805	3	760,808			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	339,381	1	339,382	1 現年度分	1	介護給付費負担金 1
計	339,381	1	339,382			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費繰入金	339,381	90,409	429,790	1 現年度分	3	介護給付費等繰入金 3
				2 過年度分	90,406	介護給付費等繰入金(過年度分) 90,406
4 その他一般会計繰入金	93,667	3,545	97,212	1 職員給与費等繰入金	△281	職員給与費等繰入金 △281
				3 重層的支援体制整備事業繰入金過年度分	3,826	重層的支援体制整備事業繰入金過年度分 3,826
5 低所得者保険料軽減繰入金	21,938	126	22,064	2 過年度分	126	低所得者保険料軽減繰入金過年度分 126
計	473,662	94,080	567,742			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	14,119	62,327	76,446	1 繰越金	62,327	前年度繰越金 62,327
計	14,119	62,327	76,446			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	58,225	△281	57,944				△281	2 給 料	△276	○一般職人件費支払事業	△281
								3 職員手当等	1,495	一般職給	△276
								4 共 済 費	△1,500	扶養手当	594
計	58,226	△281	57,945				△281				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

2 高額介護 予防サー ビス費	6	13	19	4		9		18 負担金、補助 及び交付金	13	○高額介護予防サービス費事業 13 高額介護予防サービス費負担 金 13
計	71,700	13	71,713	4		9				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付 費準備基 金積立金	1	149,672	149,673				149,672	24 積 立 金	149,672	○介護給付費準備基金積立事業 149,672 介護給付費準備基金積立金 149,672
計	1	149,672	149,673				149,672			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	14,121	12,482	26,603				12,482	22 償還金、利子 及び割引料	12,482	○償還金事業 12,482 国庫支出金過年度分返還金 6,973 県支出金過年度分返還金 5,509
計	14,570	12,482	27,052				12,482			

介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金	1	763	764
歳 入 合 計	3,725	763	4,488

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 諸 支 出 金	1	763	764				763
歳 出 合 計	3,725	763	4,488				763

2 歳 入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	763	764	1 繰越金	763	前年度繰越金 763
計	1	763	764			

3 歳 出

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般会計繰出金	1	763	764				763	27 繰 出 金	763	○一般会計繰出金事業 一般会計繰出金	763 763
計	1	763	764				763				

令和 7 年度 水戸・勝田都市計画事業
東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第101号

令和7年度 水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		18,760	155	18,915
	1 他 会 計 繰 入 金	18,760	155	18,915
2 繰 越 金		1	1,905	1,906
	1 繰 越 金	1	1,905	1,906
歳 入 合 計		19,078	2,060	21,138

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 区 画 整 理 事 業 費		18,577	155	18,732
	1 東海駅西土地区画整理事業費	18,577	155	18,732
2 諸 支 出 金		1	1,905	1,906
	1 繰 出 金	1	1,905	1,906
歳 出 合 計		19,078	2,060	21,138

水戸・勝田都市計画事業
東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	繰 入 金	18,760	155	18,915
2	繰 越 金	1	1,905	1,906
歳 入 合 計		19,078	2,060	21,138

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 区画整理事業費	18,577	155	18,732				155
2 諸支出金	1	1,905	1,906				1,905
歳出合計	19,078	2,060	21,138				2,060

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	18,760	155	18,915	1 一般会計繰入金	155	一般会計繰入金 155
計	18,760	155	18,915			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1,905	1,906	1 繰越金	1,905	前年度繰越金 1,905
計	1	1,905	1,906			

3 歳 出

(款) 1 区画整理事業費

(項) 1 東海駅西土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 総務費	11, 341	155	11, 496				155	2 給 料	△34	○一般職人件費支払事業	155
								3 職員手当等	143	一般職給	△34
										扶養手当	96
										通勤手当	69
								4 共 済 費	46	一般職期末手当	12
										勤勉手当	△32
										職員退職手当組合負担金	△5
										地域手当	3
										一般職員共済組合負担金	46
計	18, 577	155	18, 732				155				

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1,905	1,906				1,905	27 繰 出 金	1,905	○一般会計繰出金事業 1,905
										一般会計繰出金 1,905
計	1	1,905	1,906				1,905			

令和 7 年度 水戸・勝田都市計画事業
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第102号

令和7年度 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ682,425千円とする。

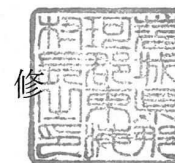
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		35,750	△10,725	25,025
	1 交 付 金	35,750	△10,725	25,025
4 繰 入 金		564,819	△773	564,046
	1 他 会 計 繰 入 金	564,819	△773	564,046
5 繰 越 金		1	14,042	14,043
	1 繰 越 金	1	14,042	14,043
7 村 債		29,200	1,600	30,800
	1 村 債	29,200	1,600	30,800
歳 入 合 計		678,281	4,144	682,425

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 区 画 整 理 事 業 費		677,780	△9,898	667,882
	1 東海中央土地区画整理事業費	677,780	△9,898	667,882
2 諸 支 出 金		1	14,042	14,043
	1 繰 出 金	1	14,042	14,043
歳 出 合 計		678,281	4,144	682,425

第2表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東海中央土地区画整理 事業債	29,200	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金について、 利率見直し後におい ては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するところ による。 ただし、村財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換 えることができる。	30,800	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金について、 利率見直し後におい ては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するところ による。 ただし、村財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換 えることができる。
合 計	29,200				30,800			

水戸・勝田都市計画事業
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金	35,750	△10,725	25,025
4 繰 入 金	564,819	△773	564,046
5 繰 越 金	1	14,042	14,043
7 村 債	29,200	1,600	30,800
歳 入 合 計	678,281	4,144	682,425

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 区画整理事業費	677,780	△9,898	667,882	△10,725	1,600		△773
2 諸支出金	1	14,042	14,043				14,042
歳出合計	678,281	4,144	682,425	△10,725	1,600		13,269

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 区画整理費国庫交付金	35,750	△10,725	25,025	1 区画整理費交付金	△10,725	社会資本整備総合交付金(街路) △10,725
計	35,750	△10,725	25,025			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	564,819	△773	564,046	1 繰入金	△773	一般会計繰入金 △773
計	564,819	△773	564,046			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	14,042	14,043	1 繰越金	14,042	前年度繰越金 14,042
計	1	14,042	14,043			

(款) 7 村債

(項) 1 村債

1 区画整理事業債	29,200	1,600	30,800	1 区画整理事業債	1,600	東海中央土地区画整理事業債 1,600
計	29,200	1,600	30,800			

3 歳 出

(款) 1 区画整理事業費

(項) 1 東海中央土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 総務費	53,686	△888	52,798				△888	2 給 料	△720	○一般職人件費支払事業	△888
								3 職員手当等	△168	一般職給	△720
										扶養手当	△60
										住居手当	△300
										通勤手当	140
										児童手当	180
										職員退職手当組合負担金	△97
										地域手当	△31
2 工事費	624,094	△9,010	615,084	△10,725	1,600		115	14 工事請負費	△9,010	○中央土地区画整理事業	△9,010
										道路築造・舗装及び雨水排水	
										工事	△9,010
計	677,780	△9,898	667,882	△10,725	1,600		△773				

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

1 一般会計繰出金	1	14,042	14,043				14,042	27 繰 出 金	14,042	○一般会計繰出金事業 一般会計繰出金
計	1	14,042	14,043				14,042			14,042 14,042

議案第103号

令和6年度東海村下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により，別冊に掲げる令和6年度東海村下水道事業剰余金処分計算書のとおり，利益の処分について議会の議決を求める。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



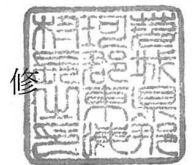
認定第 1 号

令和 6 年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



認定第 2 号

令和 6 年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定によ
り，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

東海村長 山 田 修



認定第 3 号

令和 6 年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



認定第4号

令和6年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



修

認定第 5 号

令和 6 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



認定第 6 号

令和 6 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



修

認定第 7 号

令和 6 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



修

認定第8号

令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



認定第 9 号

令和 6 年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 6 年度東海村水道事業会計歳入歳出決算について，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田



認定第10号

令和6年度東海村病院事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度東海村病院事業会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月29日 提出

東海村長 山 田



認定第 11 号

令和 6 年度東海村下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 6 年度東海村下水道事業会計歳入歳出決算について，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

東海村長 山 田

